②　７⑹の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）

③　すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　以下の⑴から⑽までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　建設工事有資格業者認定要領第２条の規定に該当しない者であること。

⑵　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。

⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　特定建設工事共同企業体の構成　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上の者２社又は３社で結成される特定建設工事共同企業体であること。

⑹　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれが、平成19年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有していること。

なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）

【同種工事として認める施工実績の要件】

・ダム高30m以上のコンクリートダム工事（ダム再生工事等を含む）で、100,000㎥以上コンクリート打設した工事（ただし、砂防ダムは施工実績として認めない。）

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有してから営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③　次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任として配置できること。

特定建設工事共同企業体の代表者は⒜及び⒝を、特定建設工事共同企業体の構成員は⒜を満たす技術者を配置するものとする。

⒜　以下のいずれかの基準を満たすものとする。

ⓐ　「建設業法（昭和24年法律第100号）」による技術検定のうち１級の土木施工管理とするものに合格した者。

ⓑ　「技術士法（昭和58年法律第25号）」による第２次試験のうち技術部門を【建設部門】、【農業部門】（選択科目を「農業農村工学（旧農業土木）」とするものに限る。）、【森林部門】（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、又は【総合技術監理部門】（選択科目を「建設部門」に係るもの、「農業農村工学（旧農業土木）」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

⒝　ダム工事総括管理技術者の資格を有する者であること。

⑺　出資比率要件　構成員数が２社の場合は、特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であること。

構成員数が３社の場合は、特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、20％以上の出資比率であること。

⑻　代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑼　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。

⑽　施工方式　共同施工方式とする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　７⑸の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑸の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。また、この場合においては、開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、７⑸の認定を受けていない構成員が開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から本工事の契約を締結した日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「早明浦ダム再生事業増設洪水吐き工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年11月１日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　増山　　寛

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　スーパーコンピューターシステム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　令和６年度第４四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　並列演算システムを有し、100ＴＢ以上の主記憶容量を有し、理論演算性能が現有機の６倍以上であること。

②　演算結果を出力、保存するための高速な外部記憶装置を有し、総量で10ＰＢ以上を有すること。

③　各ユーザのソースプログラム等を保管するためのファイルサーバを具備すること。

④　プログラムのコンパイル、演算システムへのジョブの投入等を行うフロントシステムを有すること。

⑤　演算結果の解析のためのデータ処理サーバを複数台有すること。

⑥　並列演算システムの各ノードは10Gbpsの理論回線速度で機構のネットワーク装置へ接続できること。

⑦　突発的な停電にシステムが耐えうるための無停電電源装置を具備すること。

⑧　システムの安定な運用に必要な冷却装置を備えていること。

⑨　オペレーティングシステムは、ＵＮＩＸ準拠とし、バッチ処理機能および運用管理機能を備えること。

⑩　ＦＯＲＴＲＡＮ、Ｃ、Ｃ++等の言語および開発環境を備えること。